

# 土地等売買等届出書記載要領

内閣府政策統括官（重要土地担当）

項番	届出事項	記載内容
1	年月日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 届出年月日を西暦で記載すること。この場合の「届出年月日」は、郵送の場合には届出書を発送する日を記載すること。</li> <li>○ 様式3～5にあつては、契約予定日前に届出をすること。また、様式6～8にあつては、契約締結日から2週間以内に届出をすること。</li> </ul>
2	住所・所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 丁目・番地・号まで記載すること。</li> <li>○ 法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。</li> <li>○ 外国の住所表記については、カタカナ、漢字又はアルファベットのいずれかにより記載すること。</li> <li>○ 土地又は建物が共有である場合には、次の3. を参照のこと。</li> </ul>
3	氏名・名称 代表者の氏名（法人の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。</li> <li>○ 法人にあつて代表者が複数いる場合には、全ての代表者の氏名を記載すること。</li> <li>○ 土地又は建物が共有である場合には、共有者のうちのいずれかの者1名を氏名・名称欄に記載した上、その他の共有者については、「他○名」と記載すること。</li> <li>○ 「他○名」については、別紙（任意様式）として、その他の共有者全員の住所・所在地、氏名・名称、代表者の氏名（法人の場合）、連絡先及び担当者の氏名（法人の場合）（譲受け予定者等については、これらに加えて国籍等及び譲受け予定者等（買主等）に関する事項（法人の場合））を記載し、本様式にその別紙を添付すること。</li> <li>○ 共有者の一部の者がその者の有する持分のみを移転する契約を締結する場合（以下、「共有持分の移転」という。）には、当該契約の当事者についてのみ記載することし、持分を移転しない他の共有者について記載しないこと。</li> <li>○ 外国人にあつては、カタカナ、漢字又はアルファベットのいずれかにより記載すること。また、通称名の記載も可とする。</li> <li>○ 外国法人にあつては、カタカナ、漢字又はアルファベットのいずれかにより記載すること。</li> <li>○ 旧姓記載を希望する者は、氏名及び括弧書きで旧姓を併記すること。</li> </ul>

4	国籍等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国名（国に該当しない場合は地域名）を記載すること。なお、日本国籍を有する者にあつては、「日本」と記載すること。</li> <li>○ 国籍等を複数保有する場合は、その有する国籍等の全てを記載すること。</li> <li>○ 法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国を記載すること。</li> </ul>
5	連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連絡先は、電話番号・メールアドレス等、届出者と確実に連絡を取ることができるものを記載すること。</li> <li>○ 法人にあつては、担当者の電話番号・メールアドレスを記載すること。</li> <li>○ 届出の対象となる契約の当事者以外の者（代理人）が届出を行う場合には、その者の氏名（法人にあつては名称）及び電話番号・メールアドレス等を記載すること。</li> <li>○ 土地又は建物が共有の場合にあつては、上記3. を参照のこと。</li> </ul>
6	担当者の氏名（法人の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人にあつては、担当者の氏名を記載すること。</li> </ul>
7	譲受け予定者等（買主等）に関する事項（法人の場合）  ①法人の代表者について  ②法人の役員について  ③法人の議決権を有する者について	<p>譲受け予定者等が法人の場合は、以下の①～③を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次のアからウまでに掲げる者がその代表者である場合は、その国籍等を記載すること（代表者が複数人、かつ、その国籍等が異なる場合は全ての国籍等を記載すること）。いずれにも該当しない場合には、「非該当」にチェック（レ点記入）すること。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 日本の国籍を有しない人</li> <li>イ 外国政府、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又はそれらの代表者</li> <li>ウ 外国の法令に基づいて設立された法人</li> </ul> </li> <li>○ 次のア又はイに掲げる者がその役員の過半数を占めており、かつ、当該者の国籍等が同一である場合は、その国籍等を記載すること。該当しない場合には、「非該当」にチェック（レ点記入）すること。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 日本の国籍を有しない人</li> <li>イ 外国政府、外国の公共団体又はこれに準ずるものの代表者</li> </ul> </li> <li>○ 次のアからウまでに掲げる者が議決権の過半数を占めており、かつ、当該者の国籍等が同一である場合は、その国籍等を記載すること。該当しない場合には、「非該当」にチェック（レ点記入）す</li> </ul>

		<p>ること。</p> <p>ア 日本の国籍を有しない人</p> <p>イ 外国政府、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又はそれらの代表者</p> <p>ウ 外国の法令に基づいて設立された法人</p>
8	所在（地番（家屋番号））	<p>○ 所在（地番（家屋番号））欄には、土地又は建物ごとに、それぞれ一つずつ記載すること（「土地等売買等届出書記載例」の【記載例1】を参照のこと）。</p> <p>○ 所在は、登記事項証明書（登記簿謄本）等に記録された所在及び地番又は家屋番号を記載すること。</p> <p>○ 住居表示実施地区にあっても、地番を記載すること。</p> <p>○ 届出の対象となる土地又は建物が複数あり、所在欄が不足する場合には、その他の土地又は建物については「外○筆」又は「外○個」と記載すること。</p> <p>○ 「外○筆」又は「外○個」については、別紙（任意様式）として、その他の土地又は建物に係る所在（地番（家屋番号））、面積（床面積）、利用の現況、持分を記載し、本様式にその別紙を添付すること。</p>
9	面積（床面積）	<p>○ 土地にあつては登記事項証明書等に記録された地積を記載すること。</p> <p>○ 建物にあつては登記事項証明書等に記録された床面積を記載し、建物が複数の階層を有する場合にあつては登記事項証明書等に記録された各階の床面積の合計を記載すること。</p> <p>また、附属建物がある場合にあつては登記事項証明書等に記録された主である建物の床面積と附属建物の床面積の合計を記載すること。</p> <p>○ 届出する時点で、土地又は建物に係る最新の実測面積を把握しており、登記事項証明書等に記録された地積又は床面積と当該実測面積が異なる場合には、当該実測面積を記載すること。</p> <p>○ 届出の対象となる土地又は建物が複数ある場合にあつては、上記8. を参照のこと。</p> <p>○ 一筆の土地の一部を取引する場合には、当該一部に係る面積を記載すること。</p> <p>○ 共有持分の移転の場合には、その土地又は建物の全体の地積又は床面積に当該共有持分の割合を乗じて得た面積を記載すること。</p>

		<p>○ 区分所有建物（マンション等）については、専有部分の床面積を記載すること（共用部分の床面積は合算しない）。この場合の土地の面積については、区分所有建物（マンション等）が建っている土地（敷地）全体の地積に、専有部分に係る敷地権の割合を乗じて得た面積が 200 平方メートル以上の場合に、その面積を記載すること。</p>
10	利用の現況	<p>○ 土地にあつては登記事項証明書等に記録された地目（田、畑、宅地、山林等）を、建物にあつては登記事項証明書等に記録された種類（居宅、店舗、共同住宅、事務所等）を基に、土地又は建物の利用の現況を端的に記載すること。</p> <p>○ 土地又は建物の利用の現況が、登記事項証明書等に記録された地目又は種類と異なる場合には、利用の実態に即して、利用の現況を端的に記載すること。</p>
11	持分	<p>○ 共有持分の移転の場合（土地等の持分の一部を移転する場合は、移転する持分（合計）を記載すること。</p>
12	所有権等の種別・内容	<p>○ 届出の対象となる権利が所有権である場合には、「所有権の移転」にチェック（レ点記入、以下同様。）すること。</p> <p>○ 届出の対象となる権利が所有権の取得を目的とする買戻権又は予約完結権の設定である場合には、「その他」及び「設定」にチェックし、「その他」の後の「（内容： ）」に買戻権又は予約完結権のいずれかを記載すること。</p> <p>○ 買戻権について、買戻し期間の定めがあるときは、「設定」の後の「（内容： ）」に当該期間を「○年○月から○年間」のように記載すること。</p> <p>○ 予約完結権について、売買の予定時期、期限又は条件があるときは、「設定」の後の「（内容： ）」に「予定時期：○年○月、条件：○○○○」のように記載すること。</p>
13	利用目的	<p>○ ①について、権利の移転又は設定後における土地又は建物の利用目的について、当てはまるものに全てチェック（レ点記入）すること。</p> <p>原則として、譲受け予定者等が記載すること。</p> <p>○ ①について、届出の時点で具体的な利用目的がなく、「利用の現況」のまま当該土地等を保有する場合は、「現況保有」にチェック（レ点記入）すること。</p> <p>○ ①について、「その他」にチェック（レ点記入）した場合には、具体的な利用目的を端的に記載すること。</p>

		○ ②について、権利の移転又は設定後における土地又は建物の利用者として該当するものに全てチェック（レ点記入）すること。 原則として、譲受け予定者等が記載すること。
14	契約予定日（契約が成立した日）	○ 土地等売買等契約を締結する予定の年月日（又は土地等売買等契約が成立した年月日）を西暦で記載すること。

※いずれの記載事項についても、その記載事項を疎明するための資料の添付は必要ありません。